

（着陸料等及び操縦練習使用料の納付）

**第18条** 使用者（次項に規定する空港の施設を使用しようとする者を除く。）は、別表第1の規定により計算して得た着陸料、停留料又は夜間照明料（以下「着陸料等」という。）の額を納付しなければならない。ただし、停留料は、航空機の停留時間が6時間未満である場合は、徴収しない。

2 下地島空港において航空機の操縦練習のため空港の施設を使用しようとする者は、前項に規定する着陸料、停留料及び夜間照明料の合計額を超えない範囲内で規則で定める操縦練習使用料を納付しなければならない。

**附 則**

4 別表第1の第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、航空機の普通着陸料及び特別着陸料は、当分の間、次の表のとおりとする。

区分		着陸料
普通着陸料	航空機の重量が15トン以下の航空機	0円
	航空機の重量が15トンを超える航空機	別表第1の第1項第1号の規定により計算して得た額の20パーセントに相当する額
特別着陸料		別表第1の第1項第2号の規定により計算して得た額の30パーセントに相当する額

## 別表第1（第18条関係）

### 1 着陸料

着陸料は、ターボジェット発動機を装備する航空機（以下この項において「ターボジェット機」という。）以外の航空機にあつては第1号の普通着陸料、ターボジェット機にあつては第1号の普通着陸料に第2号の特別着陸料を加算したものとする。

#### (1) 普通着陸料

着陸1回ごとに航空機の重量をそれぞれ次のように区分して順次に計算して得た金額の合計額に100分の110を乗じて得た額（国際航空に従事する航空機にあつては、100分の110を乗ずる前の合計額）とする。

- ア 1トン以下の重量については当該重量に対し 350円
- イ 1トンを超え6トン以下の重量については当該重量に対し 350円
- ウ 6トンを超え25トン以下の重量については1トンにつき 500円
- エ 25トンを超え100トン以下の重量については1トンにつき 760円
- オ 100トンを超える重量については1トンにつき 840円

#### (2) 特別着陸料

着陸1回ごとに次のア及びイの金額の合計額に100分の110を乗じて得た額（国際航空に従事する航空機にあつては、100分の110を乗ずる前の合計額）とする。

- ア 航空機の重量（トンによるものとする。）に290円を乗じて得た金額
- イ 国際民間航空条約の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点及び進入測定点における航空機の騒音値（当該騒音値のない航空機にあつては、当該航空機について、その製造国の政府機関が公表しているこれに準ずる騒音値）を相加平均して得た値（1 E P N デシベル未満の端数があるときは、当該端数は1 E P N デシベルとする。）から83を減じた値に1,630円を乗じて得た金額

### 2 停留料

停留料は、6時間以上空港に停留する航空機について空港における停留時間24時間（24時間未満は、24時間として計算する。）ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各号に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額に100分の110を乗じて得た額（国際航空に従事する航空機にあつては、100分の110を乗ずる前の合計額）とする。

#### (1) 23トン以下の航空機

- ア 3トン以下の重量については、当該重量に対し 810円
- イ 3トンを超え6トン以下の重量については、当該重量に対し 810円
- ウ 6トンを超え23トン以下の重量については、1トンにつき 30円

#### (2) 23トンを超える航空機

- ア 25トン以下の重量については、1トンにつき 90円
- イ 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンにつき 80円
- ウ 100トンを超える重量については、1トンにつき 70円

### 3 夜間照明料

夜間照明料は、夜間に着陸し、又は離陸する航空機について、着陸又は離陸1回ごとに第1項第1号の規定により計算して得た金額の5パーセントに相当する金額とする。

### 備考

- 1 航空機の重量に1トン未満の端数があるときは、当該端数部分を1トンとして計算する。
- 2 夜間とは4月1日から9月30日までの期間については19時から翌日の5時まで、10月1日から翌年の3月31日までの期間については17時から翌日の7時までをいう。
- 3 国際航空に従事する航空機とは、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する航空機をいう。

○沖縄県空港の設置及び管理に関する条例施行規則（抄）

昭和 47 年 5 月 15 日規則第 70 号

（操縦練習使用料）

第 9 条 条例第 18 条第 2 項の規定による操縦練習使用料は、条例別表第 1 の第 1 項第 1 号の規定により計算して得た金額の合計額とする。